

2013年12月19日

各 位

会社名	新華ホールディングス・リミテッド (URL: www.xinhuaholdings.com/jp/)
代表者	最高経営責任者 (CEO) レン・イー・ハン
連絡先	(東証マザーズ コード番号: 9399) 最高財務責任者 (CFO) レン・イー・ハン (電話: 香港 852-3196-3977)
連絡先	代理人 スキャデン・アープス法律事務所 弁護士 神谷 光弘 (電話: 03-3568-2600)

第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及び
コミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付き新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行、及びコミットメント条項付買取契約の締結を決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2013年12月20日
(2) 発行新株予約権数	750,000個（本新株予約権1個につき1株）
(3) 発行価額	本新株予約権1個当たり9円（総額6,750,000円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数:750,000株 なお、株価の変動により行使価額が修正された場合でも、潜在株式数は原則として750,000株で一定ですが、当社が時価以下で株式を発行することにより行使価額が調整される場合や株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合その他の発行要項に定める事象が発生した場合には潜在株式数が調整される場合があります。

<p>(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）</p>	<p>503,250,000 円（差引手取概算額）</p> <p>資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合）を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達額は増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達額は減少します。</p>
<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初本新株予約権行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）684 円</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（1 円未満切上げ）に修正されます。また、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の 50%に相当する額である 342 円以上であり、かつ当社の普通株式の額面金額である 20 香港ドル（又はこれに相当する日本円の金額）以上でなければならないこととされております。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p>	<p>第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。</p>

<p>(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、コミットメント条項付買取契約を締結することを決議しました。当該買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、マッコーリー・バンク・リミテッドからの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継することとなります。</p> <p>当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じます。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意します。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>—</p>

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、新経営陣のもと、事業の立て直しを進めていますが、当社グループの財政状況は、安定しておらず収益向上には至っておりません。直近期（2013年9月までの第3四半期連結累計期間）における当社グループの純損失は520百万円となっており、財務基盤の安定化が課題となっております。現金収支はマイナスとなっており、収益力の高い事業を成功裡に展開できるかどうかの見通しも不透明であることから、当社グループの継続企業の前提には重要な疑義があります。当社グループの既存事業の売上高は減少している一方で、販売管理費は依然として高いため、運転資金を確保しつつも、既存事業の立て直しにより売上高の増加と販売管理費の削減を図り、また収益力の高い新規事業を開拓していくためにも、追加資金が必要であると判断しております。具体的には、当面の運転資金として50～100百万円程度、リストラクチャリング費用（機能が重複しているオフィスの統廃合や賃貸面積の縮小、過剰な人員の削減、重要オフィス拠点の拡張等のための費用）として50～100百万円程度、及び新規事業開拓（発展途上国等におけるモバイル通信その他のモバイル事業、ゲーム事業等の高い成長性が見込まれる新規事業の低コストの国・地域における立ち上げ、M&A、企業提携等のための費用）として100～303百万円がそれぞれ必要であると見込んでおります。これ

らは、当社グループにおける事業の拡大及び強化のために不可欠で、結果として当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益に適うものと考えており、資金使途は合理的であると判断いたしました。

また、金融機関からの借り入れは条件面で折り合いが付かなかったこと等も踏まえて、今般、第三者割当増資により資金を調達することといたしました。

当社グループは、後述するとおり、今回調達する資金を新規事業の開拓や他社との提携や買収のために用いることで、事業の立て直しと今後の成長の柱としていく所存です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴う行使価額の払込により当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、以下の内容を含むコミットメント条項付買取契約を締結いたします。

・ 行使指示条項

当該契約に基づき、割当予定先に割り当てた本新株予約権については、割当予定先自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、本新株予約権の行使期間（2013年12月20日から2015年12月18日までの期間）の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう割当予定先に対して指図を行うことができます。割当予定先は、かかる指図を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を当該指図が効力を生じた日から10取引日以内の期間（以下「行使義務期間」といいます。）中に行使する義務を負います。但し、割当予定先が、以下のいずれかの事由が存在すると合理的に判断し、その旨を当社に通知した場合には、当該事由が解消してから3取引日を経過するまでは割当予定先は本新株予約権の行使義務を負わず、また当該事由が存在している期間は、行使義務期間の計算から除外されます。

(i) 政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合

(ii) 割当予定先又はその日本における関連会社が関係法令及びそれらを遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合

(iii) 行使義務期間中のいずれかの時間において、当社発行会社の普通株式について、取引所において取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限、ストップ安又はストップ高の措置を含む。）がなされている場合。

・ 行使指示の条件等

当社が一度に本新株予約権の行使を指図できる数は以下の (i) から (v) のうち、いずれか少ない数を上限とします。当社の割当予定先に対する本新株予約権の行使の指図が、当該数を超えるものである場合、当該超過の限度で当社による行使指図は無効となり、当該超過が起こらない最大の数についての行使指図であったものとみなします。

(i) 制限超過行使とならない最大の数

(ii) 当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が1千万円を超えないような最大の数

(iii) 当該指図に基づく本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該指図の直前の取引日を最終日とする5取引日又は20取引日の間の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の1日当たり平均売買代金額を行使請求の効力が生じた取引日における本新株予約権の行使価額で除した数のいずれか少ない方の30%相当となる数を超えない範囲の最大の数

(iv) 本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の 9.99%を超えない範囲の最大の数

(v) 本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の 5%を超えない範囲の最大の数

また、以下のいずれかに該当する場合、当社はかかる指図を行うことはできません。

(i) 直近の本新株予約権が行使された日（又は当社が行使指図をした日）から 3 営業日目が到来していない場合

(ii) 当社に未公表の重要事実等がある場合

(iii) 当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合

(iv) 当社が割当予定先に表明及び保証した事項が指図の直前時点において重要な点において真実でなく又は正確でない場合

(v) 当社が発行要項第 14 項 (1) 又は (2) に基づく通知を発しているか、当社が発行要項第 14 項 (2) に定める事由が発生している場合

(vi) 発行要項第 14 項 (3) に基づく当社割当予定先からの通知を受領している場合

(vii) 行使直前の 3 連続取引日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値のいずれかが下限行使価額の 110%を超えていない場合

(viii) 行使指示の時点における取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が直前取引日の当社の普通株式の普通取引の終値よりも 10%以上減少している場合

なお、当社は割当予定先に対して本新株予約権の行使を指図した場合は、その都度公表いたします。

・ 先買権に関する条項

当社は、割当予定先との間に締結する予定のコミットメント条項付買取契約に基づき、①本新株予約権の権利行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④コミットメント条項付買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から 6 ヶ月が経過する日までの間に、次の (i) 乃至 (iii) のいずれかの証券（権利）（以下、本項において「新株及び新株予約権等」といいます。）を当社が第三者に対し発行しようとする場合には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

(i) 当社の株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）

(ii) 当社の株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）

(iii) 当社の株式又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権

割当予定先が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。但し、①当社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券（権利）を発行する場合（当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）には、当社は、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する必要はなく、割当予定先に上記のような先買権は存在しません。

・ エクイティ性証券の発行に関する条項

①当社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関

連して当該他の事業会社に対して発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除き、本新株予約権が残存する間、当社は割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができない旨についても合意します。なお、当社は、コール・オプションを有しているため、例えば、割当予定先から本新株予約権を買い戻すことにより、株式等の証券を第三者に割り当てることは可能です。

・ 解約条項等

その他、コミットメント条項付買取契約上は、不可抗力により契約の履行が困難となった場合、当社が表明保証した事実と誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約が可能となります。また、割当予定先は、本新株予約権の行使期間の満了日まで一か月となった時以降、その裁量に基づき当社に通知することにより、本新株予約権の一部又は全部を当社が取得するように請求することができます。かかる請求を受けた場合、当社は、5 取引日以内に当社が本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するものとします。さらに、割当予定先は、当社普通株式に関する発行可能株式総数から発行済株式の総数を控除して得た数が、未行使の本新株予約権の対象となる当社普通株式の数に満たなくなった場合、当該満たなくなった数に相当する未行使の本新株予約権について、その裁量に基づき当社に通知することにより、当該本新株予約権の一部又は全部を当社が取得するように請求することができます。かかる請求を受けた場合、当社は、5 取引日以内に当社が本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するものとします。なお、前記のとおり、コミットメント条項付買取契約が解約された場合も、解約がなされた日から 6 ヶ月が経過するまでの間に当社が第三者に対し新株及び新株予約権等を発行しようとする場合は、当社は割当予定先に対して、事前にその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する義務を負います。

又、別紙発行要項第 14 項 (1) に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社は本新株予約権の発行価額と同額にて、いつでも本新株予約権を買い戻すことができます。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができます。

一方、別紙発行要項第 14 項 (3) に記載のとおり、本新株予約権の発行後、①取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 15 取引日連続して当初権利行使価額の 30%に相当する額である 205 円を下回った場合、②10 取引日連続して当社普通株式の 1 日当たりの取引所における平均売買出来高が、本日に先立つ 10 取引日間（2013 年 12 月 5 日から 2013 年 12 月 18 日まで）における当社株式の 1 日当たりの取引所における平均売買出来高の 30%を下回った場合、又は③当社普通株式の取引所における売買が、5 取引日以上連続して停止された場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、当該請求がなされた日の翌取引日（同日を含む）から起算して 14 取引日目に、払込価額と同額にて取得請求のあった本新株予約権を取得します。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社では、事業拡大のための資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた資金調達計画を検討いたしました。かかる検討において、当社は、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- (i) 新株予約権は、新株式発行による第三者割当増資と比べ一気に希薄化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩やかになること
- (ii) 新株式発行による第三者割当増資を検討したものの、当社の財務状態（売上高減少や損失計上、無配）から、良い条件で引受先が見つからなかったこと

- (iii) 行使価額修正条項付きの場合、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、行使が平準的に行なわれ、資金の調達により確実に進むことが期待できること
- (iv) 新株予約権取得条項（当社の意向に基づきいつでも新株予約権を割予定先から取得できるとの条件）を付すことで、より望ましい調達手段が見つかった場合に当該他の調達手段に切り替えることが可能であること
- (v) 金融機関からの借入については、複数の金融機関との折衝を行ったものの、金利及び手数料の負担が過大であり、条件面での折り合いがつかなかったこと

なお、今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当による資金調達方法は、本新株予約権が全て行使された場合に新規に発行株式の株は 750,000 株となり、発行済株式の総数である 1,515,305.79 株であることから、一株一議決権であり、自己株式は保有していないため、保有株式比率および議決権ベースの希薄化率はいずれも約 49.49%となる見込みです。このため、本新株予約権が行使されて発行済株式総数が増加した場合には、当社株主に対し 1 株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、上記のとおり、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても割当予定先にとっては行使しやすく、又、新株式の第三者割当と異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっております。株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することが長期間に亘って継続的に可能となるため、当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であることから、下記「(3) 本スキームの特徴」【他の資金調達方法との比較】に記載のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

【長所】

- (i) 資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に本新株予約権の行使の数と行使の時期を一定の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を一定程度抑えることができる。
- (ii) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、本新株予約権の発行要項第 11 項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正にかかわらず 750,000 株で一定であり、議決権の希薄化率は、最大でも 49.49%までに制限される。
- (iii) 一度に行使される本新株予約権の数には、上記 1. (8)に記載のとおり、制限超過行使の禁止等により上限が設けられており、また、権利行使価額には下限が設定されていることから、株価に対して短期間に大幅な悪影響が生じる可能性を限定することができる。
- (iv) 株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを使用することで、本新株予約権を償還し、より有利あるいは効果的な調達方法を選択することができる。

【短所】

- (i) 株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- (ii) 割当予定先の基本方針として、長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された株式は、市場で売却されるため、市場株価の下落を招く可能性がある。
- (iii) 割当予定先が本新株予約権を行使しない場合や、本新株予約権の買戻しを請求する場合、又はコミットメント条項付買取契約を解約する場合等には、資金調達額が減少する。
- (iv) 当社株式の流動性が著しく減少した場合、一度に権利行使を指示できる数が減少するため、一度に調達できる資金額が著しく減少する。

- (v) 当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

【他の資金調達方法との比較】

- (i) 公募、第三者割当による新株式発行は、一度に大量の資金を調達することを可能とする反面、将来の1株当たり利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する影響が直ちに生じてしまう可能性が大きいと考えられる。また、株主割当による新株式発行は、株式の希薄化は防ぐことができるものの、必要資金を確保する面において不確実性が高い。
- (ii) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が相対的に大きい。
- (iii) 行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指図することができず、又、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる場合がある。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	6,750,000円
②	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	513,000,000円
③	発行諸費用の概算額	16,500,000円
④	差引手取概算額 (① + ② - ③)	503,250,000円

(注)

- (i) 本新株予約権発行に係る発行諸費用は、価格算定費用として200万円（株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー、所在地:東京都港区東麻布一丁目7番7号、代表者:小幡治）、その他当社及び割当予定先の弁護士費用（ケイマン法に関する助言を含む。）、書類作成費用、株式発行事務費用等で約1,450万円を予定しております。
- (ii) 発行諸費用概算額には、消費税等は含まれておりません。
- (iii) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額6,750,000円に、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額513,000,000円を合算した金額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。かかる差引手取概算額は、理論上の金額であり、行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少することとなります。
- (iv) 行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される金額及び差引手取概算額は増加又は減少します。但し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される金額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①	運転資金（人件費、販管費、賃料等）	50～100	2013年12月から 2014年11月ころ

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
②	リストラクチャリング費用（機能が重複しているオフィスの統廃合や賃貸面積の縮小、過剰な人員の削減、重要オフィス拠点の拡張等）	50～100	2013年12月から 2014年11月ころ
③	新規事業開拓（発展途上国等におけるモバイル通信その他のモバイル事業、ゲーム事業等の高い成長性が見込まれる新規事業の低コストの国・地域における立ち上げ、M&A、企業提携等）	100～303	2013年12月から 2014年3月ころ

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、「4. (1) 調達する資金の額」に記載のとおりですが、本新株予約権の行使は原則として本新株予約権者の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難です。上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、行使による金銭の払込が実際になされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、当社が希望するような規模での資金調達が結果としてできなかった場合には、原則として、上記①の運転資金の確保を最優先し、余剰部分を上記②のリストラクチャリング費用に充てて、その余の部分を上記③の新規事業開拓に充てることを想定しております。また、新規事業開拓にも充当しない場合は、既存事業の立て直しや、日本における従業員の雇用の増加等に充てることも検討しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、①運転資金として 50～100 百万円、②リストラクチャリング費用（機能が重複しているオフィスの統廃合や賃貸面積の縮小、過剰な人員の削減、重要オフィス拠点の拡張等のための費用）として 50～100 百万円、③新規事業開拓（発展途上国等におけるモバイル通信その他のモバイル事業、ゲーム事業等の高い成長性が見込まれる新規事業の低コストの国・地域における立ち上げ、M&A、企業提携等のための費用）として 100～303 百万円使用することを予定しております。なお、これらは、当社グループにおける事業の拡大及び強化のために不可欠な資金であり、この資金を調達する事により、当社グループの収益向上に寄与するものであり、結果として当社の企業価値・株価が向上し、株主利益の向上をもたらすものと考えており、資金使途は合理的であると判断いたしました。なお、本新株予約権の権利行使による調達資金につきましては、新株予約権という性質上、原則として新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、現時点で金額及び時期を確定的に資金計画に織り込み支出予定を確定することは困難ではありますが、各事業の進捗状況などを勘案しながら、運転資金、リストラクチャリング費用、及び新規事業開拓を中心に調達資金を充当する予定です。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を算定機関（株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー）に依頼しました。当該評価においては、新株予約権の公正価値は、まず原資産となる発行会社株式の価格（株価）の確率過程を規定し、そこから想定される株価分布を元に新株予約権の権利行使により発生するペイオフ（金額と時期）の期待値を求めることで算出できるとしたうえで、新株予約権の公正価値算定には、発行会社及び割当先の行動を織り込む必要があるため、境界条件から解析的に解を求めることができないので、数値計算手法（モンテカルロ法）により解を導いたとしています。具体的には、発行要項並びに当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）等の市場データを踏まえたうえで、当社

に付されたコール・オプション及び行使指図権等の発動方針、割当予定先の特約条項の発動方針及び割当予定先の株式保有方針等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、発行時の払込金額による株主資本の流入、新株予約権の権利行使に際して発行される新株による既存株式の希薄化、割当日と算定基準日との間の期間の適正利率による調整をそれぞれ考慮したうえで評価を実施しております。

また、割当予定先は、当社の株式の流動性を考慮しながら、自らの判断により随時権利行使及び株式売却を行うものと理解しておりますが、評価上は、割当予定先の過去の同様な新株予約権における取り組みを分析した結果を基にした個数を目安にしております。行使して得た株式は、日々売却されていく前提で評価されており、当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先と検討を重ね判断いたしました。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。加えて、割当予定先には買取請求権が付されておりますが、割当予定先に当該権利行使の意図を確認したところ、当該権利は当社の信用事由に関する懸念が高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けており、それを前提に評価に織り込んでおります。また、評価書は、1回の行使上限額を5日間又は1か月間における一日平均売買高数の30%を基に約170万円と算出しており、一日当たり過去2年間の平均売買出来高が7,388株とされているため、約2,216株が1回の行使請求の上限となるものと考えられます。かかる前提については、当社は専門家の判断内容として合理的なものと考えております。

また、当初行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値684円に決定いたしました。当初行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、当初行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均655円に対する乖離率は4.4%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均531円に対する乖離率は28.8%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均510円に対する乖離率は34.1%となっております。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値684円といたしましたのは、乖離率にみられるとおりこれら過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、必ずしも直近の当社株式の価値をより公正に反映しているとは判断し難いことから、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、新株式及び自己株式の発行に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。これにより算定した発行価額については、当社が日本の株式会社であったと仮定しても、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しない水準であると判断しております。

なお、払込金額の適法性につきましては、本日開催の取締役会にて取締役3名全員が、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、又、修正後の行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行の場合についての払込金額の基準に準じ、新株予約権行使日の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満切り上げ）に修正されるので、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、当社が、割当予定先が本新株予約権の割当を受けるに先立って、デューデリジェンス、ストラクチャリング及び弁護士費用等について、400万円を上限として償還するものとされていること（なお、かかる額のうち200万円は契約締結時に、残りの200万円は本新株予約権の少なくとも10%が行使されることを条件として、契約締結の6ヶ月後

に支払うものとされております。)を併せ考慮したとしても、かかるコスト負担は、割当予定先との交渉を経た上で決定された額であり、当社の逼迫した財務状態に鑑みると、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は 1,515,305 個（自己株式等はありません。）で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は 750,000 個（発行予定株式数は 750,000 株）であり、希薄化率は最大 49.49%となります。このように、希薄化率は決して低いとはいえ、最近の出来高と比較しても数が多いことも否めませんが、今回調達する資金は、運転資金、リーストラックチャリング費用及び新規事業開拓（発展途上国等におけるモバイル通信その他のモバイル事業、ゲーム事業等の高い成長性が見込まれる新規事業の低コストの国・地域における立ち上げ、M&A, 企業提携等のための費用）として、当社グループにおける事業の立て直しと拡大及び強化のために緊急に必要な状態です。

株価も低迷している当社の財務状態のもとで、業績の拡大と企業価値の向上の実現という目的を達成するためには、ある程度の希薄化も受け入れざるを得ず、長期的な株主価値を向上させるための施策として、発行数量は過大とまではいえ、また希薄化の規模は合理的であると判断しました。

別紙発行要項第 14 項 (1) に記載のとおり、本新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の 200%以上と想定しております。株価が発行決議時と比較して著しく上昇した場合は、本コール・オプションを行使して本新株予約権を取得した上、当社にとってより有利な条件による資金調達を行う予定であります。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K.マックヤン(H.K. McCann) CEO G.C.ワード (G.C.Ward)
(4) 事 業 内 容	商業銀行
(5) 資 本 金	793,646 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 501,561,948 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	13,663 人 (マッコーリーグループ) (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関

		係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。又、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
連結純資産	784,017百万円	804,074百万円	850,440百万円
連結総資産	12,082,361百万円	11,809,937百万円	13,366,966百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,616.30	1,603.14	1,695.58
連結営業利益	95,118百万円	76,583百万円	101,110百万円
連結当期純利益	71,705百万円	55,507百万円	66,227百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	147.82	110.67	132.04
1株当たり配当金(円)	112.69	218.22	247.24

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの仲値で換算し記載しております。

※ なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて困難な状況にあると認識しています。当社グループが置かれた状況を勘案いたしますと、早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であり、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株予約権の第三者割当による資金調達が当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーより、2013年6月に紹介をうけ、当社は、割当予定先の豪州オフィスの担当者とのビデオ会議等を通じて説明を行い、協議を重ねた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

資金調達に関しては、他社からもご提案を頂きましたが、その中でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を選定した理由は、当社の実績に対する評価のみならず、マッコーリー・バンク・リミテッドから提示された条件（コミットメント付きであり当社の行使指示により機動的な資金調達を行うことも可能であること）を考慮し、同社を割当予定先と選定することが、当社にも株主の皆様にとっても有利であると判断したことによるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要とされており、また、譲渡が行われた場合、譲受人は本新株予約権のコミットメント条項付買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められます。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

上記 1. (8) に記載のとおり、当社と割当予定先は、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える部分に係る転換又は行使（「制限超過行使」）を制限するよう措置を講じます。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近 3 年間の経営成績および財政状態について 2010 年から 2012 年の ANNUAL REPORT（貸借対照表の預金残高）を確認しており、払込みに要する財産の存在について、本日現在、確実なものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、又その予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先の株式を 100% 所有するマッコリー B.H. Pty Ltd の所有者であるマッコリーグループ・リミテッドは、マッコリーグループの持株会社としてオーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けております。又、マッコリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、マッコリー・バンク・リミテッドのアンニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

(2013 年 6 月 30 日現在)

	氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
1	ミヤタ カズノリ	宮崎県都城市	76,311	5.04%
2	アカバネ ノリヒコ	長野県上田市	75,100	4.96%

3	ピクテアンドシエ828060 (常任代理人：三井住友銀行)	東京都千代田区 大手町1-2-3	68,074	4.49%
4	シービーエイチケー・ユアン タ アズ エムジーティ エ イチケー エルティーディー ー・シーエル	東京都品川区東品川2- 3-14 シティグルー プセンター14階 シティ バンク銀行	35,569	2.35%
5	ハマノ タケユキ	兵庫県神戸市	35,000	2.31%
6	アオキ ヒサシ	愛知県名古屋市	23,299	1.54%
7	チン エイメイ	千葉県松戸市	17,378	1.15%
8	イトウ モトユキ	奈良県奈良市	17,069	1.13%
9	パークレイズ キャピタル セキュリティーズ リミテッ ド パークレイズ証券	東京都港区六本木6-10- 1六本木ヒルズ森タワー31 階	15,545	1.03%
10	タカハシ マサヒロ	京都府京都市	14,563	0.96%
	合計		377,908	24.94%

(注) 2013年6月30日付の当社の発行済株式総数は1,515,305.79株です。募集前の持株比率は2013年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。本新株予約権の募集分については、一度に行使できる数には限りがあり、また、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、本新株予約権の募集にかかる潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりませんが、仮に全部の本新株予約権を行使した場合、割当予定先の持株比率は33.11%となります。

9. 今後の見通し

今般の第三者割当の方法による本新株予約権の募集が当期（平成25年12月期）の業績に与える影響は軽微であります。なお、前記「4.調達する資金の具体的な使途および支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希釈率が49.49%となり、25%以上となることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認のいずれかの手続を要します。当社業績は回復しつつあるものの、本格的な回復にはなお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく、調達方法は第三者割当に限られております。また、潜在的に、大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響が生じる可能性があります。喫緊の課題である資金繰りの改善と自己資本の充実を図ります。本件第三者割当とその後の本新株予約権の行使により調達した資金を、長期的な成長のための投資及び今後の運転資金に充当とすることによって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主をはじめステークホルダーのメリットが、デメリットを大幅に上回るものと考えております。

また、新株予約権を利用することで、段階的に本割当先の持株比率を上昇させることが可能となり、当社並びに既存株主にとっても今回の大規模な割当による影響を緩和できるメリットを有するものと考えております。また、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて株主総会の開催も検討致しましたが、上述のとおり既存株主へのメリットがデメリットを大幅に上回ると判断した点、及び現状の当社資金需要の緊急性を考慮し独立第三者の意見入手する方法を選択致しました。

そこで、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて、本件割当における必要性及び相当性に関する客観的視点からの意見を入手するため、一般株主保護のために経営者から一定程度独立した者として二重橋法律事務所に対して、本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の表明を依頼いたしました。

当社は、二重橋法律事務所に対して、本件割当について、その目的及び理由、資金調達額・使途及び支出予定時期、資金使途の合理性、他の資金調達方法の可能性及びそれとの比較、発行条件の合理性、割当先の選定理由、既存株主に対する影響、業績に与える影響、その他必要事項を説明し、また二重橋法律事務所からの質問に対し詳細な回答を行いました。そこで二重橋法律事務所からは本日付で当社の取締役会に対して、下記内容を記載した意見書が提出されております。その中では、当社が3事業年度連続して純損失を計上するなど当社の資金繰りが悪化している中で、運転資金の確保と、リストラクチャリング並びに新規事業の育成のための資金調達を行う合理的な必要性があること、当社の業績と信用状態を考慮すると銀行融資や公募による他の調達は困難であり本件割当は必要かつ合理的であると考えられる旨が記載されております。また、本件第三者割当により、一定程度の希薄化が生じるものの、当社の資金事情の改善及び成長のための投資による収益性の改善が可能となるものであり、二重橋法律事務所からの意見書では、本新株予約権の条件は、割当先との交渉によって定められたもので、評価機関の算定する価値評価を考慮したものであり、当社の指示により割当先に新株予約権の行使をさせることが可能となっていること、本株予約権の行使ができない期間を当社が指定することができること、制限超過行使はできないこととされていること等、当社や既存株主の利益を保護するための規定が入っていることも総合的に考慮すると、本件割当を選択することは相当であるといえる旨が記載されております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)		2010年12月期	2011年12期	2012年12期
連結売上高	US\$'000 JPY'm	17,018 (1,664)	19,557 (1,912)	14,212 (1,389)
連結営業利益/損失(△)	US\$'000 JPY'm	△ 15,542 (△ 1,519)	△ 13,492 (△ 1,319)	△ 5,532 (△ 541)
連結経常利益/損失(△)	US\$'000 JPY'm	△ 4,391 (△ 429)	△ 7,590 (△ 742)	△ 6,677 (△ 653)
連結当期純利益/損失(△)	US\$'000 JPY'm	30,883 (3,019)	△ 6,933 (△ 678)	△ 8,389 (△ 820)
1株当たり連結当期純利益/損失(△)	US\$ JPY	20.38 (1,992)	△ 4.58 (△ 447)	△ 5.54 (△ 541)
1株当たり配当金	US\$ JPY	- -	- -	- -
1株当たり連結純資産	US\$ JPY	16.72 (1,634)	8.47 (828)	3.39 (331)

(注) 上記の数値は、1米ドル=97.75円(2013年9月30日現在の東京外国為替市場における外国為替相場(仲値))にて換算しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2013年9月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	1,515,305.79株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	350,128株	23.11%

下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2010年12月期	2011年12月期	2012年12月期
始 値	1,369 円	1,472 円	528 円
高 値	3,915 円	2,149 円	635 円
安 値	315 円	495 円	265 円
終 値	1,472 円	518 円	465 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	699 円	509 円	500 円	370 円	505 円	461 円
高 値	699 円	645 円	505 円	510 円	505 円	741 円
安 値	480 円	468 円	380 円	343 円	400 円	430 円
終 値	505 円	504 円	385 円	509 円	469 円	620 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2013年12月18日
始 値	676 円
高 値	718 円
安 値	627 円
終 値	684 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株予約権の発行（決議日 2013年5月23日）

割 当 日	2013年5月23日
発行新株予約権数	330,000 個
発行 価 額	473 円（行使時の払込価格）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1 億 5000 万円
割 当 先	レン・イー・ハン、ウー・ジー・グアン
募集時における 発行済株式数	1,515,305.79 株
当該募集による 潜在株式数	330,000 株
現時点における 行使状況	行使済株式数：0 株 （残新株予約権数 330,000 個、行使価額 473 円）
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	0 円

発行時における 当初の資金使途	運転資金
現時点における 充 当 状 況	該当なし

11. 発行要項

別添のとおり

以 上

新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは主に中国のソーシャル・インパクト・セクターにおいて事業を展開しているグループ企業です。当社は金融サービスの事業分野において、環境保護、教育及びライフスタイルなどの事業エリアで商品とサービスを展開しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：www.xinhuaholdings.com/jp/ をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。

2013年12月20日発行新華ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

2013年12月20日発行新華ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

平成25年12月20日

3. 割当日

平成25年12月20日

4. 払込期日

平成25年12月20日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式750,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

750,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金9円

「円」又は「日本円」とは、日本国で通用力を有する通貨を意味する。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初684円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整される。

10. 行使価額の修正

(1) 本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。さらに、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。

本発行要項において、「行使日」とは、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。

(2) 行使価額は(i)20香港ドルの日本円相当額、又は(ii)当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額である342円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額（但し、第11項による調整を受ける。）に修正されるものとする。

「香港ドル」とは、中華人民共和国香港特別行政区政府で通用力を有する通貨を意味する。

本第10項第(2)項において、(i) 下限行使価額の計算が必要となる日の直前の取引日にブルームバーグに表示される終値（該当頁が使用できない場合又は該当換算レートが当該日に表示されない場合は、当社と本新株予約権者との間で合意する、他の頁又は情報サービスベンダーが表示する換算レート、又はその他の方法で決定される換算レートとする。）、又は(ii) 当社と本新株予約権者との間で合理的に合意されるその他の換算レート、のいずれかかの日本円と香港ドルの換算レートに基づき香港ドルを日本円に換算する。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額} \\
 \times \\
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額} \\
 = \\
 \text{既発行} \\
 \text{株式数} \\
 + \\
 \frac{\text{新発行・処分} \times \text{1株当たりの} \\
 \text{株式数} \quad \quad \quad \text{払込金額/対価}}{\text{1株当たりの時価}} \\
 \times \\
 \frac{\text{既発行株式数} \quad \quad \quad \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} \quad \quad \quad \text{+} \quad \quad \quad \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は当社普通株式に転換若しくは交換可能な転換・交換可能証券の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合（当社普通株式の保有者に無償で交付する場合、株式配当又は株式再分割を含む。）

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって（転換・交換可能証券の対価として）当社普通株式を交付する定めのある転換・交換可能証券又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式若しくは転換・交換可能証券の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）の全部が当初の条件で行使され、当該権利が全て行使され当社普通株式の最大数が交付されるものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

本第(2)号③は、取得請求権付株式、転換・交換可能証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）が変更され（当初の発行条件に従う場合を除く。）、当該変更後に権利の保有者が下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求することができる場合に準用する。

④当社の発行した取得条項付株式、転換・交換可能証券又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、株式内容の変更、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額（下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成25年12月20日から平成27年12月18日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり9円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 合併事由が生じた場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり9円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

「合併事由」とは、(i) 当社の合併（合併により当社存続会社となり、かつ、既発行の当社普通株式の内容に変更が生じない場合を除く。）、(ii) 当社の株主総会若しくは取締役

会の決議により当社が他の法人等の完全子会社となる場合、(iii) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により当社が2以上の法人等に分割され、又は当社の事業の全て若しくは実質的に全てを第三者に譲渡する場合、又は(iv) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により全ての当社普通株式（勧誘者が保有又は支配する当社普通株式を除く。）を第三者に譲渡する買収提案若しくは取消不能な譲渡提案を承認した場合、をいう。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して当初行使価額の30%に相当する額である205円（但し、第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成25年12月19日に先立つ10連続取引日間（2013年12月5日から2013年12月18日まで）の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の30%を下回った場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して14取引日目の日において、本新株予約権1個あたり9円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により生じる権利

本新株予約権の行使により付与される当社普通株式は全額払込済みで、法的担保権、担保権、法的負担、先買権その他第三者の権利の負担のないものとし、(i) 当該当社普通株式は行使日に発行されている他の当社普通株式とあらゆる点で同順位であり、(ii) 当該当社普通株式の登録された保有者は行使日以後いかなる点においても当社の普通株式の保有者として取り扱われる。但し、行使日に先立つ基準日に基づき付与される権利又は適用法令により強制的に除外される権利は除く。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。本新株予約権者は、前記の行使請求通知の写しを、当社の顧問又は株券管理機関である、Conyers Dill & Pearman、Codan Trust Company (Cayman) Limited及びスキヤデン・アープス法律事務所に送付する。行使請求通知は、当社の顧問又は株券管理機関に到達したか否かにかかわらず、当社が受領した場合に直ちに効力を生ずる。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、日本円又は香港ドルの現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする（香港ドルで振り込む場合、日本円で表示された出資される財産の価額を、当該払込をする日に本新株予約権者が行使請求書を交付する前の時点でブルームバーグに表示される換算レート（該当頁が使用できない場合又は当該換算レートが当該日に表示されない場合は、当社と本新株予約権者との間で合意する、他の頁又は情報サービスベンダーが表示する換算レート、又はその他の方法で決定される換算レートとする。）で、香港ドルに換算する。但し、1香港ドル未満は切り捨てる。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生し、同日に行使された本新株予約権の所有者には当該本新株予約権が対象とする当社普通株式が付与され、当社の株主名簿上で当社株主として登録される権利を保有する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結されるコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指図権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金9円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年12月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

会社名：新華ホールディングス・リミテッド

住所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

20. 払込取扱場所

会社名：スタンダードチャータード銀行（香港）リミテッド、香港支店

住所：LG/F to 2/F of Silver Fortune Plaza, 1 Wellington Street, Central, Hong Kong

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、(i) 本新株予約権の行使の直後に当社普通株式を本新株予約権者に直接発行して、行使請求の効力が生じた日と同日付で当社の株主名簿を改定するか、又は(ii) 本新株予約権の行使の直後にHorsford Nominee Limited（以下「ノミニー」という。）を通じて新たに発行する当社普通株式、若しくは株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の株式等振替制度によりノミニーを介して当社の口座で保有する当社普通株式を本新株予約権者の指定する口座に振り替えて、香港時間の午前10時までに行使請求が有効となった場合は同日付で、それ以外の場合は翌日付で当社の株主名簿及び／又はノミニーが保有する名簿の改定を行う。ただし、当社、Codan Trust Company (Cayman) Limited、ノミニー又はJASDECの支配が及ばない技術的な不能又は事由が生じていない場合に限る。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法を含む証券法に従うことを条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会により当社代表取締役

社長に一任する。

以上